

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 秦野市長 秦野市議会議長 秦野市農業委員会 秦野市代表監査委員 秦野市選挙
管理委員会 秦野市消防長 秦野市公平委員会 秦野市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.7%
全職員	52.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.5%
本庁課長相当職	97.4%
本庁課長補佐相当職	95.7%
本庁係長相当職	96.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.3%
31～35年	93.8%
26～30年	91.3%
21～25年	87.5%
16～20年	86.5%
11～15年	83.7%
6～10年	88.1%
1～5年	86.5%

【説明欄】

【全職員について】

常勤職員より勤務日数が少ない会計年度任用職員も含めて算出しているため、男性職員に占める会計年度任用職員の割合が23.0%であるのに対し、女性職員に占める会計年度任用職員の割合が69.6%となっており、男女差異に影響しています。

【任期の定めのない職員について】

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は89.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は57.3%となっており、男女差異に影響しています。

時間外・休日・夜間勤務手当について、男性の方が時間外・休日・夜間勤務が多く、一人当たりの平均支給額における男性に対する女性の割合は80.0%となっており、男女差異に影響しています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。